

水源の里まいばら元気みらい条例と解説

水源の里まいばら元気みらい条例

平成21年6月16日

条例第20号

米原市は、滋賀県一の高さを誇る伊吹山、霊仙山を頂とする山系から琵琶湖へとつながる水と緑を守り、水の流れの上流に位置するまちとして、澄んだ空気を再生する山林を守り、命を育む大切な水を人々に届けるという重要な使命を持っている。

しかし今、地球規模で環境問題が深刻化する中、豊かな自然環境に囲まれ、日本の文化の原点であった農山村の集落では、都市部への人材流出と急激な人口減少および高齢化により、きれいな水や空気を供給し続けるために必要な自然循環を維持するための担い手が減少し、集落機能の維持をも危惧される事態に直面している。

私たち米原市民は、先人の知恵と行動力に学び、様々な人々との連帯の輪を広げる中で、上流に住むものが下流に住む人々の暮らしを思い、また上流に住むものが下流に住む人々に感謝される関係づくりを進め、この上流と下流の支え合いの中で様々な資源が循環し、水源の里を守る人の心と力の結集によって再生される地域社会「自然循環共同体」の形成を目指すことを決意し、ここに水源の里まいばら元気みらい条例を制定する。

<説明>

※ 米原市の地理的条件や、古代より先人たちの営みによって果たされてきた米原市のもつ地域としての役割というものを市民がもう一度理解し、あらゆる人々とこの地域のもつ価値を共有することによって、上流と下流の関係づくりに発展させ、自然環境や文化はもとより、人の力を含む様々な資源が循環する共同社会を積極的に形成することで、地域を再生させようという考えを示しています。

(目的)

第1条 この条例は、過疎、高齢化が進行し地域の活力が低下している集落の持続的発展を目指し、市民、事業者等および市(以下「市民等」という。)の責務を明らかにするとともに、必要な施策に関する基本となる事項を定めることにより、現在および将来の市民が元気で生き生きとした生活を営むことができるようにすることを目的とする。

<説明>

※ この条例は、過疎・高齢化の進行と地域の活力が低下している集落等の持続的発展を支えあうことが、現在および将来にわたる米原市全体の持続的発展と自主・自立の都市経営に通ずるとの考えを理念として示し、この理念をあらゆる人々と共有するとともに、米原市自治基本条例に基づく市民、事業者等および市の役割、権利ならびに責務等を明確にしなが、地域社会の活力を高めることを条例の目的としています。

(水源の里)

第2条 水源の里は、米原市全域の集落とし、米原市から注ぐ水や森林によって再生される空気が、全ての市民の環境と調和した持続的な暮らしの営みによって担保されることが必要かつ重要なことから、市民等および全集落が上流と下流の支え合いの中で活動を行い、水源の里を共有の財産として守り続けるものとする。